

資料

- 都市公園の維持管理業務 -

国土交通省

平成18年10月

目 次

都市公園の概要について	2
(1) 都市公園の定義 (都市公園法第 2 条)	2
(2) 財源構成	2
1) 地方公共団体が設置する都市公園	2
2) 国が設置する都市公園の地方負担割合	2
(3) 都市公園等の種類	3
(4) 都市公園の整備効果等	4
国营公園事業について	7
(1) 業務の目的・概要	7
1) 業務の目的	7
2) 整備の内容	7
3) イ号公園の技術的基準 (都市公園法第 3 条第 2 項、施行令第 3 条)	7
4) イ号公園の配置基準 (都市公園法施行令附則第 4 及び施行規則附則第 2)	7
5) 国营公園位置図	8
6) 国营公園整備状況	9
(2) 業務の実施体制	10
1) 国营公園の整備体制	10
2) 国营公園の維持管理体制	11
(3) 国营公園維持管理業務の概要	12
1) 国营公園維持管理業務の内容	12
2) (財) 公園緑地管理財団について	12
3) 管理に関する国の現状	12
4) 国营公園の維持管理業務実施主体の唯一性	12
(4) 業務量に関する指標の実績	16
1) 関連予算 (国营公園事業費内訳)	16
2) 国营公園における入園者数と開園面積の推移	16
(5) 維持管理業務に係る外部委託状況	17
1) 国自ら実施しているもの	17
2) 外部委託しているもの	17
(6) 法令上の規制の概要	17
民間からの要望について	18
(1) 国の行政機関に対するもの	18
要望事項名 1 公園・学校の維持管理業務について民間競争入札を実施	18
要望事項名 2 公園施設管理関連業務	19
(2) 地方公共団体に対するもの	20
要望事項名 1 公園・学校の維持管理業務について民間競争入札を実施	20
関連法規	21
参考 随意契約見直し計画 (平成 1 8 年 6 月) 国土交通省 (抄)	24

都市公園の概要について

(1) 都市公園の定義(都市公園法第2条)

「都市公園」とは、次に掲げる公園又は緑地で、その設置者である地方公共団体又は国が当該公園又は緑地に設ける公園施設を含む。

- 一 都市計画施設である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が都市計画区域内において設置する公園又は緑地
- 二 次に掲げる公園又は緑地で国が設置するもの
 - イ 一の都府県を超えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地(イ号公園)
 - ロ 国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地(ロ号公園)

(2) 財源構成

1) 地方公共団体が設置する都市公園

都市公園事業費補助は、以下の補助率となっている。

	補助対象	国の補助	都道府県・市町村の負担
都市公園事業	用 地	1/3(1/2)	2/3(1/2)
	施 設	1/2	1/2

()は、沖縄[沖縄振興特別措置法に基づくもの]及び緩衝緑地[公害の防止に関する国の財政上の措置に関する法律に基づくもの]

2) 国が設置する都市公園の地方負担割合

イ号公園 : 整備費 1 / 3、維持管理費 4 . 5 / 1 0

ロ号公園 : なし

(3) 都市公園等の種類

種類	種別	内 容
住区基幹公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離250mの範囲内で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり1箇所を誘致距離500mの範囲内で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離1kmの範囲内で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。
	特定地区公園	都市計画区域外の一定の町村における農山漁村の生活環境の改善を目的とする特定地区公園(カントリーパーク)は、面積4ha以上を標準として配置する。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圈等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1,000haを標準として配置する。
国営公園		一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1箇所当たり面積おおむね300ha以上として配置する。国家的な記念事業等として設置するものについては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。
緩衝緑地等	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所当たり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。(都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む)
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンタ、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

注) 近隣住区 = 幹線街路等に囲まれたおおむね1km四方(面積100ha)の居住単位

(4) 都市公園の整備効果等

都市の安全性を向上させ、地震などの災害から市民を守ります

震災・大火の危険性が高い密集市街地は、東京都・大阪府などを中心に全国で約25,000ha存在しています。このような地区では、震災時の避難地、避難路、延焼防止、復旧・復興の拠点となる防災公園の整備が急務となっています。

阪神・淡路大震災、新潟県中越地震における都市公園が果たした役割

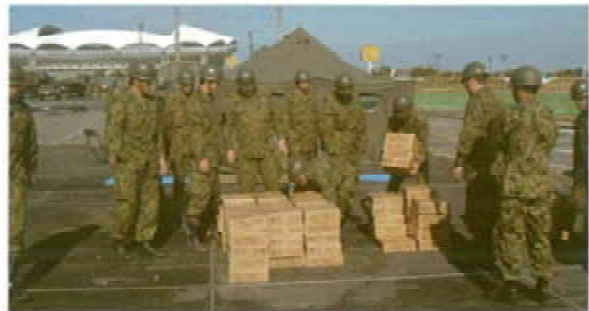
大園公園は、長田地区における延焼を防止した他、避難地や防災活動拠点として機能しました。



(大園公園、兵庫県神戸市長田区)

大園公園

鳥屋野湯公園は、被災市町村への物資の集積・配送等の支援拠点として機能しました。



(鳥屋野湯公園、新潟県新潟市)

避難者の生命を保護する公園

周辺地区からの避難者を収容し、市街地火災等から避難者の生命を保護する広域避難地として機能します。



(城北中央公園、東京都練馬区、板橋区)

消防・救援活動の拠点となる公園

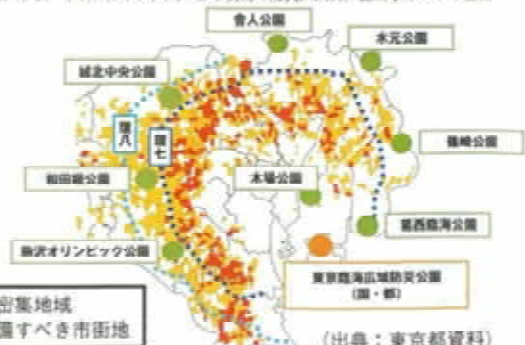
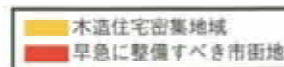
耐震性貯水槽や救援活動の場となる多目的広場等を備え、消防、救護、復旧・復興活動の拠点として機能します。



(大洲防災公園、千葉県市川市) 都市規模の防災公園街区整備事業により整備

危険性の高い密集市街地

木造住宅密集地域では、大地震の発生の際に大きな被害が想定されます。東京都では、この地域に近接した環状七号線周辺などの都市公園を救援・復旧活動の拠点となる公園と位置づけ、防災公園ネットワークの形成を進めています。



(出典：東京都資料)

市民の活動の場、憩いの場を形成します。

緑とオープンスペースは、子供からお年寄りまでの幅広い年齢層の自然とのふれあい、レクリエーション活動、健康運動、文化活動等多様な活動の拠点となっています。また、これからは公園の整備・管理や緑化活動へ、より一層市民が参加することが期待されます。

市民参加の公園づくりの推進

子供から大人まで様々な人々による植樹の実施など、市民が参加する公園整備を進めています。



(びわこ地球市民の森、滋賀県守山市)

環境学習の推進

ネイチャーゲーム等を通じた実体験から、環境について学ぶことができる場として活用されています。



(国営木曾三川公園、岐阜県各務原市)

市民による管理の推進



(第1号太田ヶ谷市民の森、埼玉県鶴ヶ島市)

市民による樹林地の下刈り等の活動により、良好な環境を形成する緑地を適切に保全しています。

健康運動活動の推進

地域住民のスポーツやレクリエーションの場として、健康の維持や増進に寄与しています。



(秋田県立小泉湖公園、秋田県秋田市)

生涯学習の推進

人々が年齢にかかわらず、自然体験活動に参加できるよう、様々なプログラムを提供しています。



(国営みちのく杜の湖畔公園、宮城県川崎町)

バリアフリー化の推進



(国営昭和記念公園、東京都立川市)

園路の段差解消、車いすで利用可能なトイレの設置など、誰もが利用しやすい公園づくりを行っています。

豊かな地域づくり、地域の活性化に不可欠です。

地域の歴史的・自然的資源を活用した観光振興の拠点の形成や、中心市街地のにぎわいの場となる公園・広場の整備など、地域間の交流・連携の拠点となる緑とオープンスペースの確保は、快適で個性豊かな地域づくりに必要不可欠です。

中心市街地の活性化

商店街等の中心市街地の活性化を図るため、商業地域等におけるまちのにぎわいや、人々の往来の中心となる公園・緑地の整備を行っています。



(駅東市民広場公園、北海道岩見沢市)

自然的資源の活用

農作業の体験等を通じ自然とふれ合うことのできる公園づくりを行っています。



(舞岡公園、神奈川県横浜市)

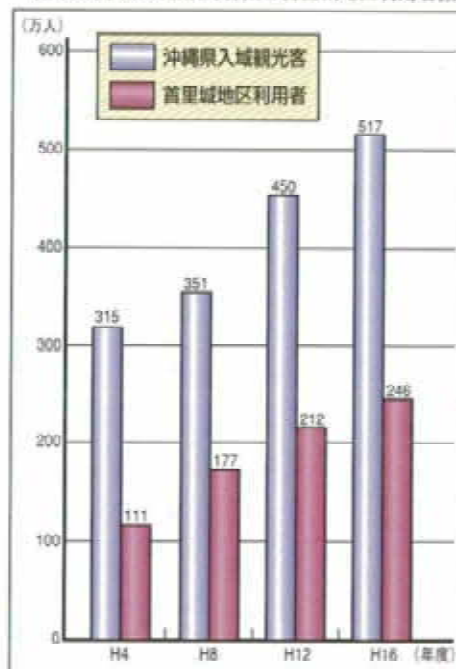
歴史的資源の活用

国営沖縄記念公園首里城地区では、伝統的な琉球王朝文化の象徴であった首里城を復元しました。近年は沖縄県に訪れた観光客の約半分がこの地区を訪れ、沖縄振興・観光の拠点となっています。



(国営沖縄記念公園、沖縄県那覇市)

年次別沖縄県入域観光客数と首里城地区利用者数



(出典：国土交通省及び沖縄県資料より作成)

国営公園事業について

(1)業務の目的 概要

1)業務の目的

一の都府県を超えるような広域の見地から設置する国営公園(イ号公園)、及び、国家的な記念事業として、又は我が国固有の文化的資産の保存及び活用を図ることとし、閣議決定を経て設置する国営公園(ロ号公園)の整備の推進及び適正な維持管理を行うもの。

2)整備の内容

イ号公園 : 淀川河川公園、海の中道海浜公園、滝野すずらん丘陵公園、国営常陸海浜公園、国営木曾三川公園、国営みちのく杜の湖畔公園、国営備北丘陵公園、国営讃岐まんのう公園、国営越後丘陵公園、国営アルプスあづみの公園、国営明石海峡公園、国営東京臨海広域防災公園 (12公園)

ロ号公園 : 国営武蔵丘陵森林公園、国営飛鳥歴史公園、国営沖縄記念公園、国営昭和記念公園、国営吉野ヶ里歴史公園 (5公園)

3) イ号公園の技術的基準(都市公園法第3条第2項、施行令第3条)

区分	配置	規模	位置及び区域の選定	公園施設の整備
災害時に広域的な災害救援活動の拠点となるものとして国が設置する都市公園	大規模な災害により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがある区域として国土交通省令で定める都道府県の区域ごとに一箇所配置すること	災害時において物資の調達、配分及び輸送その他の広域的な災害救援活動を行うのに必要な規模以上とすること。	災害時における物資の調達及び輸送の利便性を勘案して、広域的な災害救援活動の拠点としての機能を効率的に発揮する上で適切な土地の区域とすること。	広域的な災害救援活動の拠点としての機能を適切に発揮するため、広場、備蓄倉庫その他必要な公園施設を、大規模な地震に対する耐震性を有するものとして整備すること。
国が設置するその他の都市公園	一般の交通機関による到達距離が200キロメートルを超えない土地の区域を誘致区域とし、かつ、周辺の人口、交通の条件等を勘案して配置すること。	おおむね300ヘクタール以上とすること。	できるだけ良好な自然的条件を有する土地又は歴史的意義を有する土地を含む土地の区域とすること。	良好な自然的条件又は歴史的意義を有する土地が良好に利用されるように配慮し、当該都市公園の誘致区域内にある他の都市公園の公園施設の整備状況を勘案して、多様なレクリエーションの需要に応ずることができるよう公園施設を整備すること。

4) イ号公園の配置基準(都市公園法施行令附則第4及び施行規則附則第2)

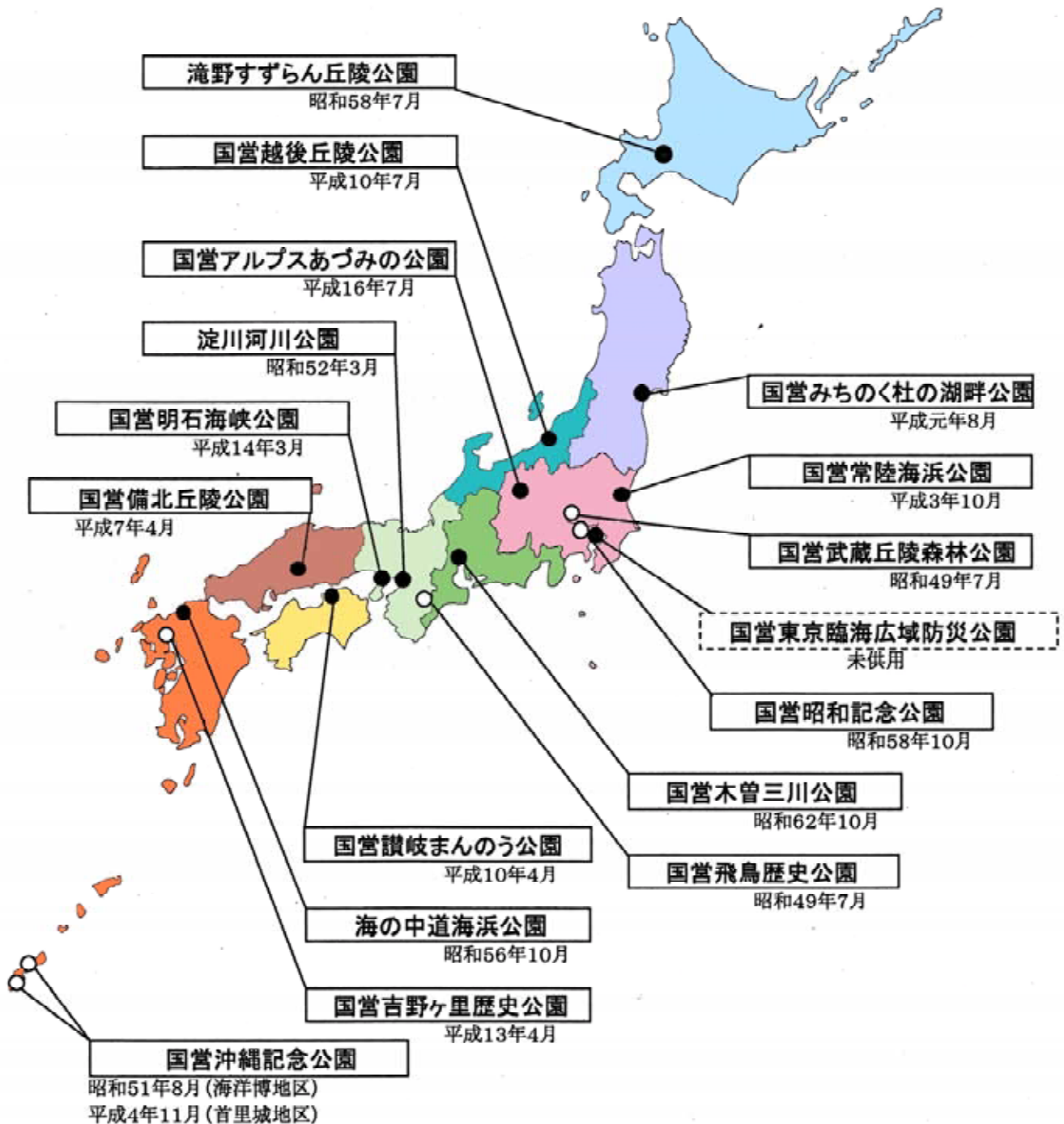
災害時に広域的な災害救援活動の拠点となるものとして国が設置する都市公園
埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県

国が設置するその他の都市公園

地方整備局ブロック毎に1箇所(人口集積の高い関東及び近畿ブロックは2箇所)

5) 国営公園位置図

国営公園は、広域レクリエーション需要に対応し、また我が国固有の文化的資産の保存及び活用等を図るため、現在17公園で整備を進めているところであり、このうち16公園で供用を開始している。



- : 供用中の国営公園(平成18年7月末現在)と開園年月
- イ号公園 : 一の都府県の範囲を超えるような広域の見地から設置する国営公園(12箇所)
- ロ号公園 : 国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て設置する国営公園(5箇所)

6) 国営公園整備状況

区分	公園名称	所在地	面積 (ha)	事業 年度	主要施設	備考
口	国営武蔵丘陵 森林公園	埼玉県比企郡滑川町 熊谷市	304 (304)	昭和 43～	サイクリングコース、運動広場 花木園、疎林広場、都市緑化植 物園等	明治百年記念事業 閣議決定 昭和43年10月18日 昭和49年 7月概成開園
口	国営飛鳥歴史公園	奈良県高市郡明日香村	61 (46.1)	46～	(祝戸地区、石舞台地区、甘樫 丘地区、高松塚周辺地区、キト ラ古墳周辺地区) 芝生広場、展 望台、休憩施設等	飛鳥地方の文化的資産の保存と活用 閣議決定 昭和45年12月18日、 昭和51年10月29日及び 平成13年 3月16日 昭和49年 7月祝戸地区概成開園 昭和51年 9月石舞台地区概成開園 平成 2年 4月高松塚周辺地区 概成開園 平成 6年 4月甘樫丘地区概成開園
イ	淀川河川公園	大阪府、京都府	962 (235.0)	47～	野球場、テニスコート、芝生広 場、野草広場、サービスセンタ ー等	昭和52年 3月一部開園
イ	海の中道海浜公園	福岡県福岡市	539 (249.4)	50～	大芝生広場、サイクリングコー ス、海洋生態科学館、小動物放 飼園、プール、青少年海の家、 宿泊施設等	昭和56年10月一部開園
口	国営沖縄記念公園	沖縄県国頭郡本部町 那覇市	82 (74.2)	50～	(海洋博覧会地区) 沖縄美ら海水族館、海洋文化 館、エメラルドビーチ、熱帯ド リームセンター、熱帯・亜熱帯 都市緑化植物園、園路広場等 (首里城地区) 首里城正殿、園路広場等	(海洋博覧会地区) 沖縄国際海洋博覧会記念事業 閣議決定 昭和50年7月15日 昭和51年8月一部開園 (首里城地区) 沖縄復帰記念事業 閣議決定 昭和61年11月28日 平成 4年11月一部開園
口	国営昭和記念公園	東京都立川市、昭島市	180 (157.3)	53～	みんなの原っぱ、子どもの森、 日本庭園、サイクリングコー ス、水鳥の池、プール、花みど り文化センター等	昭和天皇御在位50年記念事業 閣議決定 昭和54年11月30日 昭和58年10月一部開園
イ	滝野すずらん 丘陵公園	北海道札幌市	396 (192.3)	53～	カントリーガーデン、こどもの 谷、森のすみか、オートキャン プ場、青少年山の家等	昭和58年 7月一部開園
イ	国営常陸海浜公園	茨城県ひたちなか市	350 (135.0)	54～	大草原、たまごの森、ひたちな か自然の森、砂丘ガーデン等	平成 3年10月一部開園
イ	国営木曽三川公園	愛知県、三重県、岐阜 県	6,107 (227.2)	55～	中央水郷地区センター、カルチ ャービレッジ、河川環境楽園等	昭和62年10月一部開園
イ	国営みちのく 杜の湖畔公園	宮城県柴田郡川崎町	647 (287.5)	56～	彩の広場、湖畔広場、みちのく 文化センター、花木園、ふるさ と村、オートキャンプ場等	平成元年 8月一部開園
イ	国営備北丘陵公園	広島県庄原市	340 (178.8)	57～	大芝生広場、ひばの里、オート キャンプ場等	平成 7年 4月一部開園
イ	国営讃岐 まんのう公園	香川県仲多度郡まんの う町	350 (111.8)	59～	中央広場、自然生態園、展望遊 歩道、オートキャンプ場等	平成10年 4月一部開園
イ	国営越後丘陵公園	新潟県長岡市	399 (119.6)	平成 元～	緑の千畳敷、越の池、自然探勝 路、展望台等	平成10年 7月一部開園
イ	国営アルプス あづみの公園	長野県安曇野市、大町 市、松川村	356 (27.0)	2～	公園センター施設、段々原っ ぱ、溪流ピクニック広場等	平成16年 7月一部開園
口	国営吉野ヶ里 歴史公園	佐賀県神埼市、神埼郡 吉野ヶ里町	54 (27.6)	4～	北内郭、南内郭、祭りの広場、 歴史公園センター等	吉野ヶ里遺跡の保存と活用 閣議決定 平成 4年10月27日 平成13年 4月一部開園
イ	国営明石海峡公園	兵庫県神戸市、淡路市	330 (37.0)	5～	芝生広場、花の丘道、展望施設 等	平成14年 3月一部開園
イ	国営東京臨海 広域防災公園	東京都江東区	6.7 (-)	14～	災害応急対策施設、広場等	
合 計			11,463.7 (2409.8)			

(注) 1. 面積欄：下段()内書は、平成18年7月末現在の開園面積である。
2. 区分欄：「イ」「口」は都市公園法第2条第1項第2号イ、口による分類である。

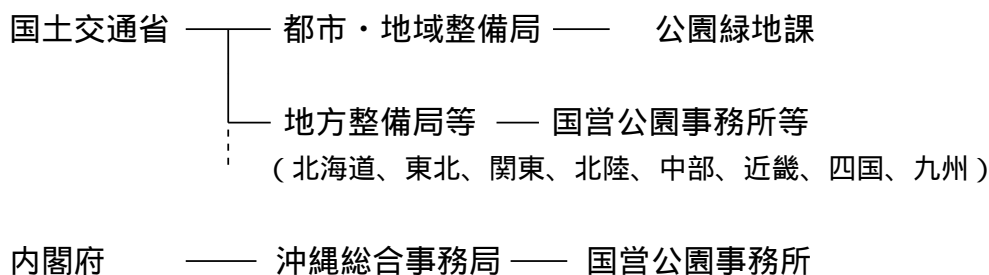
(2)業務の実施体制

1)国営公園の整備体制

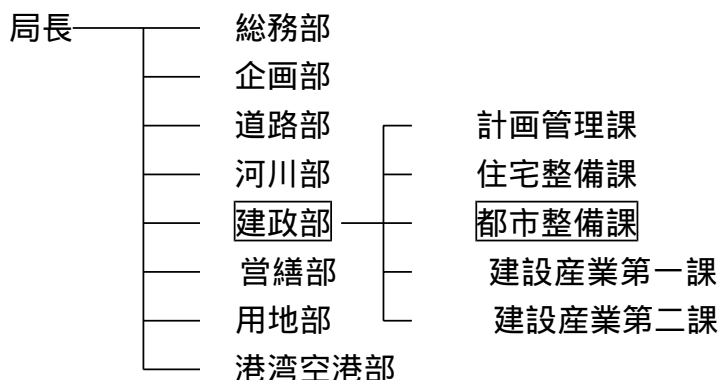
国営公園の整備は、各地方整備局長(北海道は北海道開発局、沖縄は沖縄総合事務局)に委任等しており、各地方整備局に設置されている公園事務所等が具体的整備を行っている。公園事務所等は、各国営公園に整備状況に応じて、1事務所につき4～15名程度の職員で構成されている。

【国営公園整備に係る実施体制】

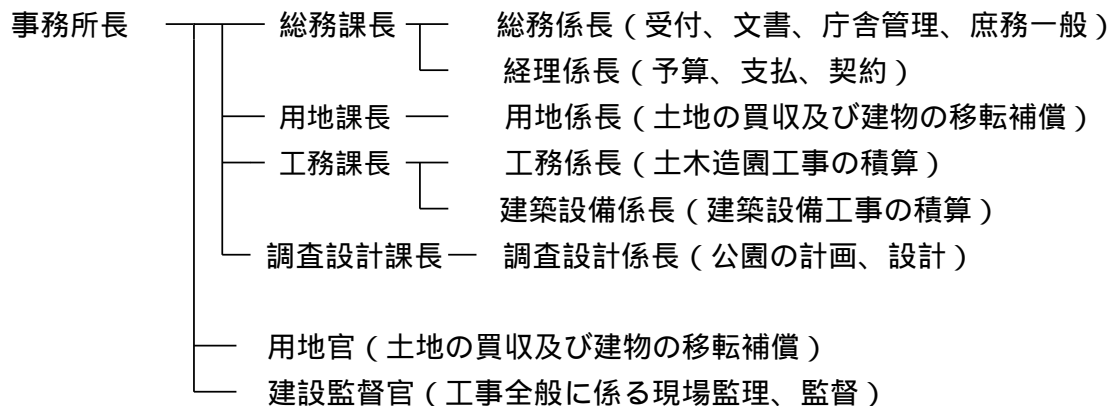
国営公園整備に係る機関関係図



地方整備局内の体制図～関東地方整備局の事例～



国営公園事務所の体制図～国営アルプスあづみの公園事務所の例～



2) 国営公園の維持管理体制

国営公園の維持管理についても、各地方整備局長(北海道は北海道開発局、沖縄は沖縄総合事務局)に委任等しているが、各地方整備局等に設置されている公園事務所等には、維持管理業務全般を自ら行うための組織は認められていない。

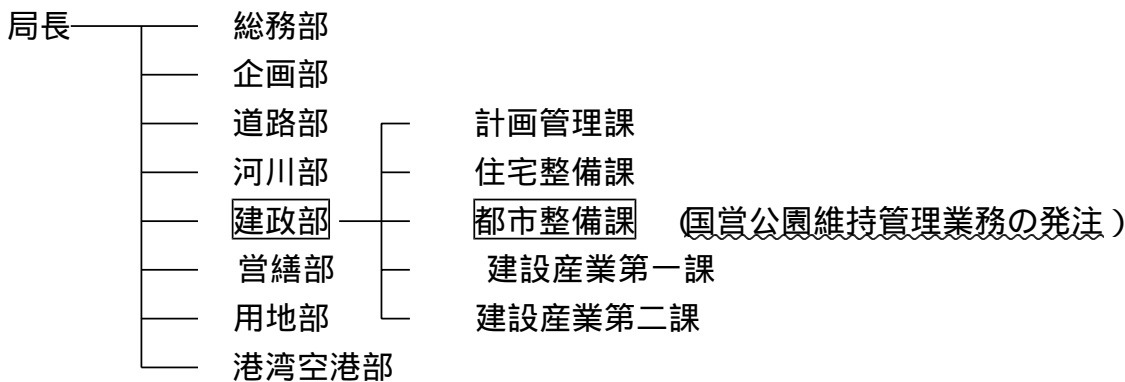
このため、維持管理に必要な業務の内、「都市公園法に基づく公園内の行為の許可、施設の設置等に係る許認可事務」等公権力の行使に係るものを除き、園内の植物管理、建物管理、清掃、利用者サービス等の維持管理業務は、外部委託している。(詳細は次ページ参照)

【国営公園維持管理に係る体制】

国営公園整備に係る機関関係図

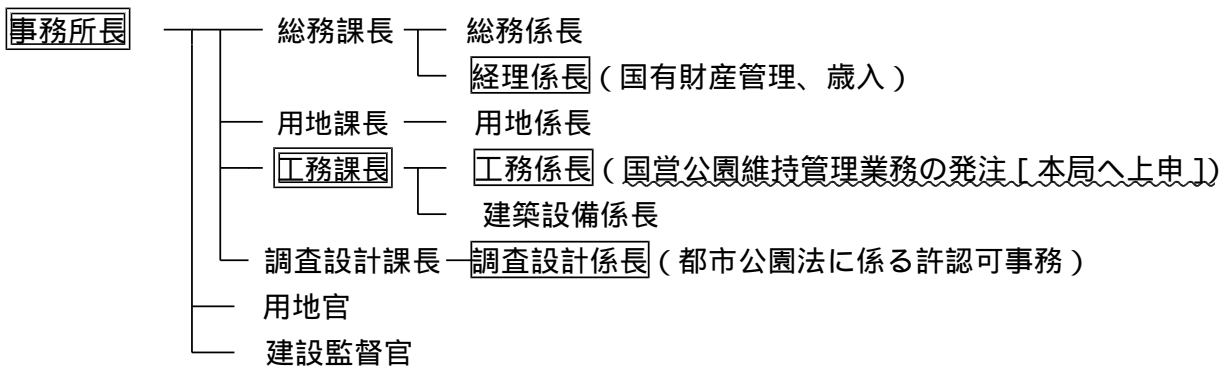
国営公園整備の体制と同じ

地方整備局内の体制図～関東地方整備局の事例～



国営公園事務所の体制図～国営アルプスあづみの公園事務所の例～

管理のための組織を置かず、必要最低限の事務を整備の体制の中で実施



事務所長、工務課長は維持管理業務の主任調査員、調査員を担当

(3) 国営公園維持管理業務の概要

1) 国営公園維持管理業務の内容

国営公園の維持管理業務は、より多くの公園利用者が安全で快適に公園を利用できるよう、利用者サービスや利用指導を図るとともに、公園の質的レベルを維持、向上させ、植物等の公園資産を保全、増進させることを目的に行うもので、その内容は、植物管理、建物・工作物管理、清掃、入園料徴収、巡視・保安警備、利用者指導、救急等多岐にわたる。

これらの内容は、公園の管理運営上一体的密接不可分なものであり、公園管理者である国に代わり、入園料の徴収や都市公園法等関係法令に関する専門的な知見に基づいて利用者指導を行うなど、公園管理に必要となる真に公益を目的とした国の公権力の行使に準ずる行政的な判断力と専門的知識を備えた者が、総合的な調整の下で実施する必要がある。

2) (財)公園緑地管理財団について

(財)公園緑地管理財団は、国の維持管理に係る組織・定員増の抑制を背景に、行政組織の簡素化や効率的な公園管理の実施等の観点から、国に代わって国営公園の維持管理を一括して実施する専門的機関として、国営武蔵丘陵森林公園が開園した昭和49年に設立された公益法人である。

同財団は、現在では、全国14箇所の国営公園に係る維持管理業務を各地方整備局等から受託し、国営公園管理に係る技術的蓄積、公園管理に必要となる行政的な判断力と専門的知識を備えた組織となっている。

以上から、これまで、国営公園の維持管理業務は、「都市公園法に基づく公園内の行為の許可、施設の設置等に係る許認可事務」等公権力の行使に係るものを除き、各地方整備局等からの随意契約により同財団(一部は(財)河川環境管理財団又は(財)海洋博覧会記念公園管理財団)に外部委託している。

3) 管理に関する国の現状

国営公園の維持管理業務は、本来、公園管理者である国自らが行うべきものであるが、国営公園の設置当初より、その業務をアウトソーシングしてきたものである。

徹底した行政組織の簡素化の下に国営公園事務所には現在においても植物管理、建物・工作物管理、清掃、入園料徴収、巡視・保安警備、利用者指導、救急等多岐にわたる管理を実施するための専任組織は設置されていない。

4) 国営公園の維持管理業務実施主体の唯一性

平成18年6月に策定された「随意契約見直し計画」において、国営公園のうち閣議決定に基づき設置されている口号公園(5箇所)については、その趣旨から、行幸

啓等への対応や、文化的資産の保存等、国の責務として実施すべき性格の特に強い業務であることから、国に代わって適切に業務を実施し得る(財)公園緑地管理財団等が安定的に引き続き維持管理を行うことが必要不可欠であることから、今後も随意契約を行うこととしている。

一方、国営公園のうちイ号公園(11箇所)については、平成19年度より、契約の透明性・競争性を確保するため、発注者が特定した公益法人((財)公園緑地管理財団等)以外の参加者の有無を確認するための公募手続きを導入し、これを経た上で、公園の維持管理業務の受託者を決定することとしている。

【「随意契約見直し計画」における国営公園維持管理業務に係る見直しの概要】

～(財)公園緑地管理財団に係るもの～

随意契約を見直す公園

イ号公園

(財)公園緑地管理財団へ委託している14箇所の国営公園の内、イ号公園の10公園については、随意契約を見直し平成19年度より公募を実施する。

これら10公園の見直し額は、計5,434,468(千円)で、同財団への総委託額7,591,668(千円)の71.6%を占める。

引き続き随意契約として残す公園

ロ号公園

天皇陛下ご在位50年を記念して設置されている国営昭和記念公園をはじめとする閣議決定に基づき設置されている4公園。

公園名	閣議決定趣旨
国営武蔵丘陵森林公園	明治百年記念事業
国営昭和記念公園	天皇陛下御在位五十年記念事業
国営飛鳥歴史公園	飛鳥地方の文化的資産の保存と活用
国営吉野ヶ里歴史公園	吉野ヶ里遺跡の保全と活用

これらの公園は、閣議決定の趣旨から行幸啓等への対応や、文化的資産の保存等、国の責務として実施すべき性格の特に強い業務であり、国に代わって適切に業務を実施し得る(財)公園緑地管理財団が安定的に引き続き維持管理を行うことが必要不可欠である。

これら4公園への委託額は、計2,157,100(千円)で、同財団への総委託額28.4%を占める。

【参考】 引き続き随意契約で残す委託額 (千円)

内 訳	H17委託
国営武蔵丘陵森林公園	730,800
国営昭和記念公園	852,400
国営飛鳥歴史公園	202,800
国営吉野ヶ里歴史公園	371,100
合 計	2,157,100

参考1】国営公園の維持管理体制

国営公園の維持管理】

都市公園法に基づく公園内の行為の許可、施設の設置等に係る許認可事務
植物管理、建物管理、清掃、利用者サービス等の維持管理業務

本来は、公園管理者である
国自らが行うべき業務

国の組織・定員増が抑制

国営公園第1号(国営武蔵丘陵森林公園)開園時の
昭和49年に(財)公園緑地管理財団を発足

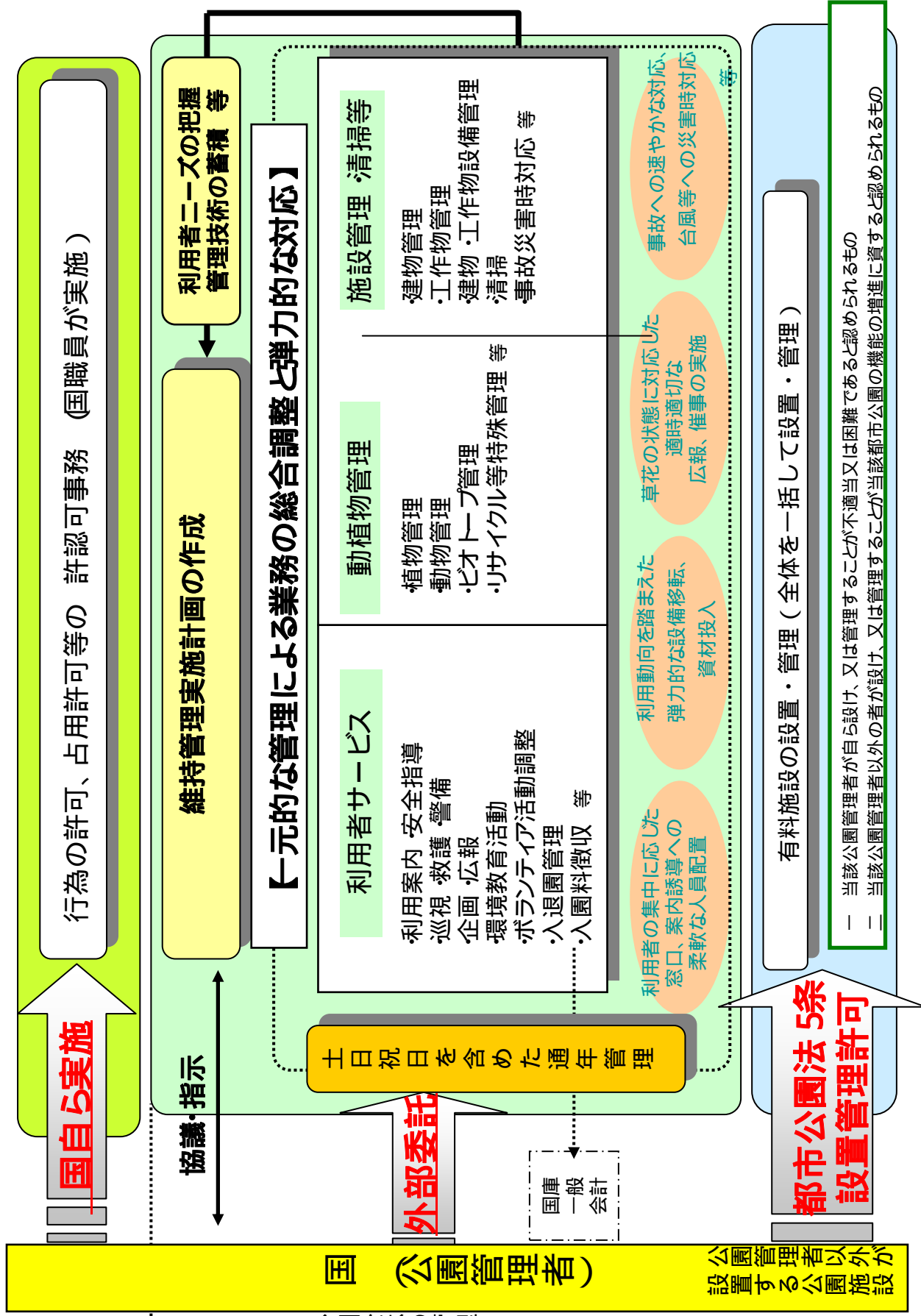
国自ら実施

公権力の行使に係る許認可事務
一元的な管理の必要がない維持
管理業務の民間発注等

公園緑地管理財団に委託

利用者指導、植物管理、建物管理等の
一元的な管理が必要な維持管理業務
許認可事務補助及び民間発注工事との
調整業務

参考2】国営公園維持管理業務のフロー



- 一 当該公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適当又は困難であると認められるもの
- 二 当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの

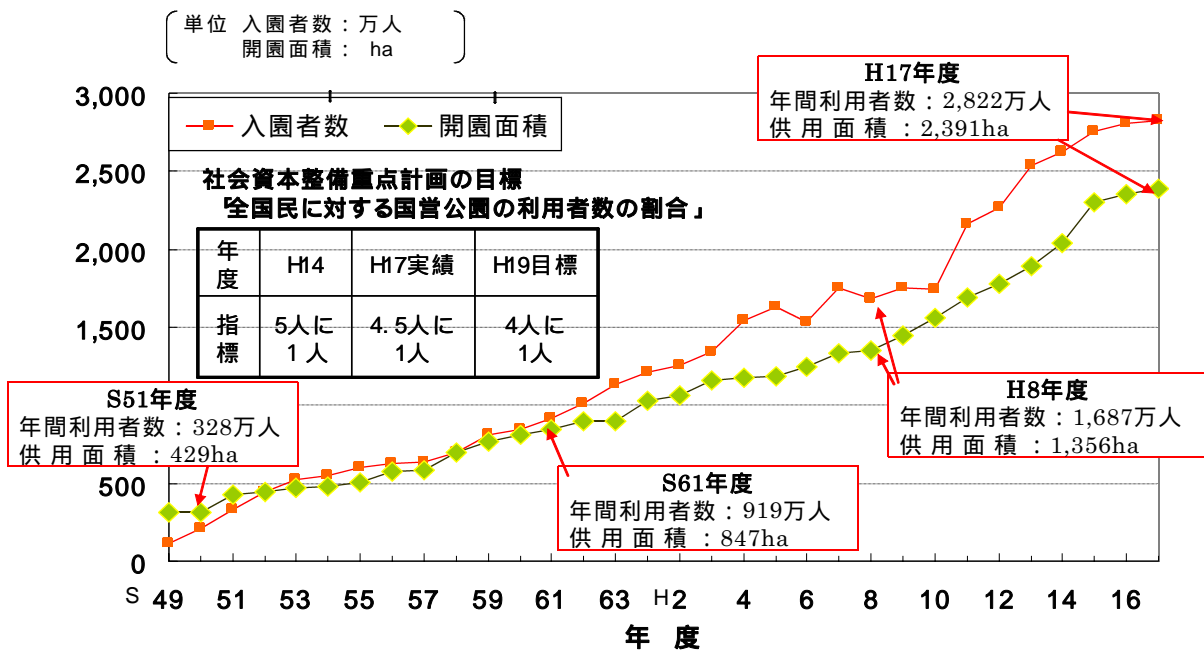
(4) 業務量に関する指標の実績

1) 関連予算 (国営公園事業費内訳)

(単位 : 百万円)

	平成18年度	平成17年度	対前年度比
国営公園全体	37,309	38,398	0.97
国営公園維持管理費	11,205	11,314	0.99
国営公園整備費	26,104	27,084	0.96

2) 国営公園における入園者数と開園面積の推移



過年度に対する平成17年度実績の伸率

平成17年度	対S51年度	対S61年度	対H8年度
年間利用者数	8.60	3.07	1.67
供用面積	5.57	2.82	1.76

(5) 維持管理業務に係る外部委託状況

1) 国自ら実施しているもの

都市公園法に基づく公園内の行為の許可、施設の設置等に係る許認可事務

・都市公園法第5条(公園管理者以外の者の公園施設の設置等)、第6条(占用許可)、第12条(行為の許可)など

国有財産としての管理、及び入園料等の歳入に係る事務(ただし、入園料等の徴収業務は外部委託)

2) 外部委託しているもの

維持管理業務の実施計画策定

植物管理、建物管理、清掃、利用者サービスなどの一元的な管理が必要な維持管理業務

【外部委託先】

(財)公園緑地管理財団への委託(14公園)

国営武蔵丘陵森林公園、国営飛鳥歴史公園、海の中道海浜公園、国営昭和記念公園、滝野すずらん丘陵公園、国営常陸海浜公園、国営木曽三川公園(一部)、国営みちのく杜の湖畔公園、国営備北丘陵公園、国営讃岐まんのう公園、国営越後丘陵公園、国営アルプスあづみの公園、国営吉野ヶ里歴史公園、国営明石海峡公園

(財)河川環境管理財団への委託(2公園)

淀川河川公園、国営木曽三川公園(一部)

(財)海洋博覧会記念公園管理財団への委託(1公園)

国営沖縄記念公園

12ページ「(3)国営公園維持管理業務の概要4)国営公園の維持管理業務実施主体の唯一性」の記載の通り、平成18年6月に策定された「随意契約見直し計画」において、国営公園のうち閣議決定に基づき設置されている口号公園(5箇所)については、その趣旨から、行幸啓等への対応や、文化的資産の保存等、国の責務として実施すべき性格の特に強い業務であることから、国に代わって適切に業務を実施し得る(財)公園緑地管理財団等が安定的に引き続き維持管理を行うことが必要不可欠であることから、今後も随意契約を行うこととしている。

一方、国営公園のうちイ号公園(11箇所)については、平成19年度より、契約の透明性・競争性を確保するため、発注者が特定した公益法人((財)公園緑地管理財団等)以外の参加者の有無を確認するための公募手続きを導入し、これを経た上で、公園の維持管理業務の受託者を決定することとしている。

(6) 法令上の規制の概要

「(5) 維持管理業務に係る外部委託状況 2) 外部委託しているもの」について、外部委託を妨げる規定は存在しない。

民間からの要望について

(1) 国の行政機関に対するもの

要望事項名 1 公園・学校の維持管理業務について民間競争入札を実施

【具体的要望内容】

一定のエリアにある公園（学校）を対象に、施設の維持管理業務を民間事業者に委託する。又、当該施設を利用した収益事業の実施も可能とする。

【要望理由】

複数施設を1事業者が維持管理することにより、効率性が高まり、収益事業を認めることによる施設の稼働率が上がることを期待できる。

要望主体：大成建設株式会社

制度・業務の現状

公園管理者以外の者（以下「民間事業者等」という。）による公園施設の設置・管理については、都市公園法第5条により

公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適當又は困難であるとも認められるもの

公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該公園の機能の増進に資すると認められるもの

のいずれかの条件を満たすものであれば、公園管理者の許可を受ければ可能である。

また、収益事業についても、上記の要件を満たす民間事業者等について、公園管理者の許可する範囲において可能である。

措置の概要（対応策）

従来「公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適當又は困難であるもの」に限って公園管理者以外の者（以下民間事業者等という。）に公園施設の設置・管理を許可してきたが、都市公園の一層の機能増進を目的として、平成16年に都市公園法第5条を改正し、「民間事業者等が公園施設を設置・管理することが都市公園の機能の増進に資すると認められるもの」についても、設置・管理の許可をすることができるよう要件を緩和したところ。

その他（外部資源の活用状況）

都市公園においては、レストラン、売店など「都市公園の機能の増進に資すると認められるもの」について既に民間等が設置及び管理を行っている。

要望事項名 2 公園施設管理関連業務

【具体的要望内容】

民間事業者も公園管理者の役割を担えるよう改めるとともに、公園施設の設置許可要件を緩和されたい。

【要望理由】

地域住民のニーズに応じたまちづくりを推進し、都市の賑わいを創出するためには、公園管理においても、小売、娯楽、スポーツ、観光等の分野において独自のノウハウを有する民間事業者を有効活用することが望まれる。 要望主体：大阪商工会議所

制度・業務の現状（要望事項 1 と同じ）

公園管理者以外の者（以下「民間事業者等」という。）による公園施設の設置・管理については、都市公園法第 5 条により

公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適當又は困難であるとも認められるもの

公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該公園の機能の増進に資すると認められるもの

のいずれかの条件を満たすものであれば、公園管理者の許可を受ければ可能である。

また、収益事業についても、上記の要件を満たす民間事業者等について、公園管理者の許可する範囲において可能である。

措置の概要（対応策）

都市公園法上、国営公園の管理主体は国であるが、管理作業全般については、国は直接行わず、外部委託してきているところである。

また、従来「公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適當又は困難であるもの」に限って公園管理者以外の者（以下民間事業者等という。）に公園施設の設置・管理を許可してきたが、都市公園の一層の機能増進を目的として、平成 16 年に都市公園法第 5 条を改正し、「民間事業者等が公園施設を設置・管理することが都市公園の機能の増進に資すると認められるもの」についても、設置・管理の許可をすることができるよう要件を緩和している。

その他（外部資源の活用状況）

これまで、植物管理、建物管理、清掃など管理作業全般について外部委託してきているところであり、今後とも引き続き外部委託手法の活用を継続する。

また、都市公園においては、レストラン、売店など「都市公園の機能の増進に資すると認められるもの」について既に民間等が設置及び管理を行っている。

(2) 地方公共団体に対するもの

要望事項名1 公園・学校の維持管理業務について民間競争入札を実施

【具体的要望内容】

一定のエリアにある公園(学校)を対象に、施設の維持管理業務を民間事業者
に委託する。又、当該施設を利用した収益事業の実施も可能とする。

【要望理由】

複数施設を1事業者が維持管理することにより、効率性が高まり、収益事業を
認めることによる施設の稼働率が上がることが期待できる。

要望主体：大成建設株式会社

制度・業務の現状

1) 指定管理者制度

平成15年度の地方自治法の改正により、「公の施設」の管理主体を公共的団
体等に限定していた規定が改正され、同法第244条の2に基づき「指定管理者」
に都市公園の包括的管理を行わせることができることとなっている。

2) 公園施設の設置管理

公園管理者以外の者(以下「民間事業者等」という。)による公園施設の設置
・管理については、都市公園法第5条により

公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適當又は困難であるものと
められるもの

公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該公園の機能の増進に
資すると認められるもの

のいずれかの条件を満たすものであれば、公園管理者の許可を受ければ可能であ
る。また、収益事業についても、上記の要件を満たす民間事業者等について、公
園管理者の許可する範囲において可能である。

措置の概要(対応策)

従来「公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適當又は困難であるもの」に
限って公園管理者以外の者(以下民間事業者等という。)に公園施設の設置・管理を
許可してきたが、都市公園の一層の機能増進を目的として、平成16年に都市公園法
第5条を改正し、「民間事業者等が公園施設を設置・管理することが都市公園の機能
の増進に資すると認められるもの」についても、設置・管理の許可をすることができ
るよう要件を緩和したところ。

その他(外部資源の活用状況)

都市公園においては、レストラン、売店など「都市公園の機能の増進に資すると認
められるもの」について既に民間等が設置及び管理を行っている。

関連法規

都市公園の定義

都市公園法（昭和31年法律第79号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「都市公園」とは、次に掲げる公園又は緑地で、その設置者である地方公共団体又は国が当該公園又は緑地に設ける公園施設を含むものとする。

一 都市計画施設（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第六項に規定する都市計画施設をいう。次号において同じ。）である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が同条第二項に規定する都市計画区域内において設置する公園又は緑地

二 次に掲げる公園又は緑地で国が設置するもの

イ 一の都府県の区域を超えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地（口に該当するものを除く。）

ロ 国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地

2・3 （略）

公園管理者以外が設置する公園施設について

都市公園法（昭和31年法律第79号）（抄）

（公園管理者以外の者の公園施設の設置等）

第五条 第二条の三の規定により都市公園を管理する者（以下「公園管理者」という。）以外の者は、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、条例（国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令）で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 公園管理者は、公園管理者以外の者が設ける公園施設が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の許可をすることができる。

一 当該公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適當又は困難であると認められるもの

二 当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの

3 公園管理者以外の者が公園施設を設け、又は管理する期間は、十年をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。

（兼用工作物の管理）

第五条の二 都市公園と河川、道路、下水道その他の施設又は工作物（以下これらを「他の工作物」という。）とが相互に効用を兼ねる場合においては、当該都市公園の公園管理者及び他の工作物の管理者は、当該都市公園及び他の工作物の管理については、第二条の三の規定にかかわらず、協議して別にその管理の方法を定めることができる。ただし、他

の工作物の管理者が私人である場合においては、都市公園については、都市公園に関する工事及び維持以外の管理を行わせることができない。

- 2 前項の規定により協議が成立した場合においては、当該都市公園の公園管理者は、成立した協議の内容を公示しなければならない。

都市公園の許認可について

都市公園法（昭和31年法律第79号）（抄）

（都市公園の占用の許可）

第六条 都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、占用の目的、占用の期間、占用の場所、工作物その他の物件又は施設の構造その他条例（国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令）で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出しなければならない。

- 3 第一項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。ただし、その変更が、条例（国の設置に係る都市公園にあつては、政令）で定める軽易なものであるときは、この限りでない。

- 1 第一項の規定による都市公園の占用の期間は、十年をこえない範囲内において政令で定める期間をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。

第十二条 国の設置に係る都市公園において次の各号に掲げる行為をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、公園管理者の許可を受けなければならない。

一 物品を販売し、又は頒布すること。

二 競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。

三 前二号に掲げるもののほか、都市公園の管理上支障を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの

- 2 （略）

都市公園の費用負担について

都市公園法（昭和31年法律第79号）（抄）

（都市公園の設置及び管理に要する費用の負担原則）

第十二条の二 都市公園の設置及び管理に要する費用は、この法律及び他の法律に特別の定めがある場合を除き、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体の、国の設置に係る都市公園にあつては国の負担とする。

（国の設置に係る都市公園の設置及び管理に要する費用についての関係都道府県及び市町村の負担）

第十二条の三 国の設置に係る都市公園で第二条第一項第二号イに該当するものの設置及び

管理に要する費用については、当該都市公園の存する都道府県が、政令で定めるところにより、その一部を負担する。

- 2 前項の場合において、当該都市公園の設置及び管理により他の都道府県も著しく利益を受けるときは、国土交通大臣は、その受益の限度において、同項の規定により都道府県が負担すべき負担金の一部を著しく利益を受ける他の都道府県に分担させることができる。
- 3 前項の規定により国土交通大臣が著しく利益を受ける他の都道府県に負担金の一部を分担させようとする場合においては、国土交通大臣は、関係都道府県の意見を聴かなければならない。

都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）（抄）

（国の設置に係る都市公園の設置及び管理に要する費用についての都道府県の負担）

第二十八条 都道府県が法第十二条の三第一項の規定により負担すべき金額は、各年度ごとに、都市公園の新設に要する費用にあつては当該費用の額から法第十三条又は法第十四条第二項の規定による負担金で当該新設に係るものの額及び第二十条の規定により徴収される使用料で当該都市公園が設置されるまでの間に係るものの額を控除した額に三分の一を、都市公園の改築に要する費用にあつては当該費用の額から法第十三条又は法第十四条第二項の規定による負担金で当該改築に係るものの額を控除した額に三分の一を、都市公園の災害の復旧に要する費用にあつては当該費用の額に三分の一を、都市公園の維持その他の管理（災害の復旧を除く。以下この条において同じ。）に要する費用にあつては当該費用の額から法第十三条又は法第十四条第二項の規定による負担金で当該維持その他の管理に係るものの額及び第二十条の規定により徴収される使用料（当該都市公園が設置された年度にあつては、設置されるまでの間に係るものを除く。）の額を控除した額に十分の四・五を、それぞれ乗じて得た額とする。

権限の委任について

都市公園法（昭和31年法律第79号）（抄）

（権限の委任）

第三十五条 この法律及びこの法律に基づく政令に規定する国土交通大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

地方公共団体の設置する公の施設の管理等について

地方自治法（昭和22年法律第67号）（抄）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするとき

は、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。

- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

参考 随意契約見直し計画（平成18年6月）国土交通省（抄）

2. 随意契約見直し計画の達成へ向けた取り組み及び移行時期

(3) 契約に関連する制度等の見直しの実施

公募手続きの導入及び企画競争の本格的な導入

真に随意契約で残さざるを得ないもの以外の契約については、透明性・競争性を確保するため、発注者が特定した公益法人等以外の参加者の有無を確認するための公募手続きの導入や、提案書等を評価して契約相手方を特定する企画競争の本格的な導入を図る。